

★ 千葉県立地企業補助金制度のご案内 ★

◆ 補助対象事業の要件及び補助額（令和6年4月1日現在）

	種 目	◎ 対 象 / ■ 要 件	補助額	補助限度額	
企業 に対する 支援	大規模投資 企業立地	◎知事が特に認める施設（製造業の工場等） ■投下固定資産額が500億円以上 ■事業従事者が300人以上	<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px; display: inline-block;"> 新規立地 </div> ①建物に係る 不動産取得税相当額 + ②償却資産に係る 固定資産税相当額 (1年分)	70億円	
	本社立地	◎本社 ■延床面積500㎡以上 ■事業従事者が50人以上		建物に係る 不動産取得税相当額	10億円
	研究所立地	◎自然科学研究所 ■敷地面積1,000㎡以上 ■事業従事者が10人以上（特定振興地域5人以上）			10億円
	工場立地 <small>リニューアブル</small>	◎製造業の工場 補助対象を「工業団地以外」への立地にも拡大! ■敷地面積1,000㎡以上 ■事業従事者が10人以上（特定振興地域5人以上）			10億円
	がんばる 市町村 連携	◎流通加工施設（特定振興地域は、植物工場、情報サービス業、宿泊業、観光業の施設も対象） ■市町村が助成又は市町村税の課税免除等を行う ■敷地面積1,000㎡以上 ■事業従事者が10人以上（特定振興地域5人以上）	建物に係る 不動産取得税相当額	10億円	
賃借型 企業立地	◎県内に新たに設置する本社、自然科学研究所又はその他事業所 ◎インキュベーション施設等の退去後に、県内に新たに設置する本社又は自然科学研究所 ※「本社」は、県内に本店登記を置くものに限る ※「その他事業所」は、外資系企業に限る ■事業従事者が10人以上（外資系企業の場合1人以上）	建物賃借料の 2分の1 (12か月分) ※インキュベーション施設等の 退去後に設置する施設は外資 系企業でも10人以上が対象	500万円 (50人以上の場合 1,000万円) 外資系企業の場合 1人以上 60万円 5人以上 180万円		
	競争力強化 (再投資支援)	◎製造業の工場又は自然科学研究所 ■市町村が助成又は市町村税の課税免除等を行う ■投下固定資産額が10億円以上 ■雇用維持 ■事業の高度化	<div style="border: 2px dashed blue; padding: 5px; display: inline-block;"> 再投資 </div> 建物に係る 不動産取得税相当額	10億円	
	マイレージ型 (累積投資型)	◎宿泊業又は観光業の施設（特定振興地域に限る） ■市町村が助成又は市町村税の課税免除等を行う ■投下固定資産額が2億円以上 ■雇用者10%以上（最低2名）増			
		◎製造業の工場又は自然科学研究所 ◎中小企業 ■投下固定資産額が3年間で1.5億円以上 ■雇用維持 ■事業の高度化			
	雇用創出支援	◎本社、製造業の工場、自然科学研究所又は流通加工施設（特定振興地域は、植物工場、情報サービス業、宿泊業、観光業の施設も対象） ■建物延床面積500㎡以上又は敷地面積1,000㎡以上 ■正規雇用者数（操業開始日から3年後） 大企業：50人以上（特定振興地域25人以上） 中小企業：25人以上（特定振興地域13人以上）	<div style="border: 2px dashed green; padding: 5px; display: inline-block;"> 雇用創出 </div> 正規雇用者5万円/人 高度人材30万円/人	1億円	
市町村 に対する 支援	産業用地 整備事業	◎道路等の公共施設整備に係る支援 ■工場等の施設に供する用地が、工場適地等の区域内 ■製造業の工場、自然科学研究所又は流通加工施設の誘致を目的とした用地面積が分譲面積の1/2以上	<div style="border: 2px dashed orange; padding: 5px; display: inline-block;"> 市町村支援 </div> 工事費等の1/2	5億円	
	産業用地 可能性調査事業	◎可能性調査（事業採算性の検証等）に係る支援 ■市町村の都市マスタープラン等と適合していること （今後適合が見込まれること）	調査費の1/2	300万円	
	空き公共施設 整備事業	◎市町村が保有する空き公共施設 ■改修対象施設が特定振興地域内にあること ■改修対象施設への立地が見込まれること	施設改修費の1/2	1500万円	

○主な注意事項説明

1. 本制度による補助の対象となるのは、平成 26 年 4 月 1 日以後に用地を取得（借地を含む。）の上、建物の建設又は取得する場合等に限り、ただし、競争力強化（再投資支援）及びマイレージ型（累積投資型）については、同日以後に建物の建設等を行う場合について補助の対象となります。また、賃借型企業立地及び雇用創出支援については、建物を賃貸借する場合も補助の対象となります。
2. 「製造業」、「自然科学研究所」、「情報サービス業」は日本標準産業分類に分類される事業をいいます。なお、情報サービス業には、コールセンター業などを含みます。
3. 「宿泊業」は、日本標準産業分類に分類される「旅館」、「ホテル」になり、「観光業」は、日本標準産業分類に分類される「公園」、「遊園地」になります。
4. 「投下固定資産額」は、建物及び償却資産の取得に要する費用（ただし、車輛等の対象とならない費用もあります。）で、土地代は含まれません。
5. 「事業従事者」は、工場等において事業に従事する者で、直接雇用する者に限ります。
6. 「不動産取得税」は、建物に係る不動産取得税で、土地に係る不動産取得税は含まれません。
7. 「固定資産税」は、償却資産（ただし、車両等対象にならないものもあります。）に係る固定資産税で、操業を開始する日の属する年度の翌年度分に限り、ます。
8. 不動産取得税を納期限内に納付しなかったり、県税の滞納がある場合、補助の対象となりません。
9. 「建物賃借料」は、施設に入居を開始する月を含む 12 カ月分の賃借料に限り、敷金・礼金・消費税、その他直接施設の賃借に要しない経費は含まれません。
10. 「特定振興地域」及び「インキュベーション施設等」は、下記別表のとおりです。
11. 「大規模投資企業立地」、「研究所立地」、「工場立地」、「がんばる市町村連携」の各種目については、既存の工場等の増設等、新たに設置しようとする工場等が既存の工場等と一体と認められる場合は、補助の対象としません。
12. 競争力強化（再投資支援）、「マイレージ型（累積投資型）」の各種目については、県内での操業実績が 3 年以上の工場又は研究所が対象となります。また、平成 17 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに用地を取得又は賃借しているもので、平成 26 年 3 月 31 日までに建物を建設し、操業を開始していない場合は、補助の対象となりません。
13. 補助制度の活用にあたっては、建物取得前又は建設着工前に立地計画認定申請書を提出し、立地計画の認定を受けることが必要です。
14. その他、要件の詳細、市町村に対する支援にかかる注意事項等については、お問い合わせ下さい。

◆別表「特定振興地域」及び「インキュベーション施設等」について

特定振興地域 (32市町村)	銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、君津市、富津市、八街市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、茂原市、東金市
インキュベーション施設等 (5施設)	東葛テクノプラザ、かずさインキュベーションセンター、東大柏ベンチャープラザ、千葉大亥鼻インノベーションプラザ、ベンチャープラザ船橋

◎必ず事前にお問い合わせください



お問い合わせ先：商工労働部企業立地課 電話 043(223)2444